最終更新日:2015年6月26日
株式会社リボミック
代表取締役社長　中村義一
問合せ先:管理部　03-3440-3303
証券コード:4591
http://www.ribomic.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、アプタマー創薬事業による医薬品の開発を通じて社会に貢献する企業として、企業価値の最大化を目指し、社会的責任を果たしていくために、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることが重要な課題と認識しております。
このため、当社はガバナンス体制の強化・充実を図り、適切な業務執行や法令遵守を徹底するとともに、適時適切な情報開示を行い、社会から信頼される経営の健全性や透明性の高い企業になるよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大塚製薬株式会社	4,000,000	31.19
全薬工業株式会社	1,025,800	8.00
中村義一	511,000	3.98
藤本製薬株式会社	300,000	2.33
宮川伸	250,000	1.94
中村恵美子	250,000	1.94
株式会社SBI証券	215,700	1.68
中村陽子	200,000	1.55
大和企業投資株式会社	162,200	1.26
岩井化学薬品株式会社	160,000	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森川弘文	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森川弘文	○	経営コンサルタントを務めております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督するとともに、経営全般に対する助言を得ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を期待できると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断し指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のために、以下の方法により、監査役、内部監査人、会計監査人の三者が相互に連携しながら監査を実施しております。
・監査役会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。
・内部監査室は、内部監査の実施に当たり監査計画書を検討し、三様監査の効率的な運用に努めております。又、監査にあたっては監査役の立会を求める他、代表取締役社長に監査報告書を提出する都度、監査報告書の写しを監査役会に回付しております。
・監査役、内部監査人及び会計監査人は定期的に連絡会を開催し、重要事項について相互に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤井素彦	他の会社の出身者													○
矢部豊	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井素彦	○	―	同氏は会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の経験を有していることから、その知識と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断し指定しております。
矢部豊		湧永製薬株式会社の社外監査役を兼任しております。 また、公認会計士矢部事務所代表を務め	同氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、企業会計及び税務に精通していることから、高い監査機能が期待できると判断し、社外監査

		ております。	役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。各付与者への支給水準は、当社業績への貢献度、職責等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。各付与者への支給水準は、当社業績への貢献度、職責等を勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告で取締役の報酬総額を開示しております。
平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役（社外取締役を除く）　43,667千円
監査役（社外監査役を除く）　3,300千円
社外役員　10,401千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

当社では、管理部が社外取締役及び社外監査役のサポートを行っており、取締役会上程議案の事前説明を実施するなど、十分な情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成されており、毎月1回の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、監査役の出席のもと、各取締役の職務遂行状況を監督するとともに、取締役会規程や決裁権限規程に基づいて、経営方針、年度予算、中期事業計画その他の重要事項についての意思決定を行っております。
また、執行役員会は、代表取締役社長、執行役員部長4名（このうち取締役は2名）で構成されており、付議事項が発生した都度、機動的に開催しております。執行役員会では、常勤監査役も出席し、各執行役員の業務執行状況を確認するとともに、執行役員会規程や決裁権限規程に基づいて、研究開発の具体的な計画策定、人事考課や取締役会上程議案の決定等、業務遂行に係る重要事項についての意思決定を必要に応じて行っております。
監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名（このうち常勤監査役1名）で構成されており、毎月1回の定例監査役会に加えて、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。監査役

会では、監査の方針、監査計画や監査業務の分担等の決定を行い、併せて監査状況の確認等を行っております。
また、監査役は取締役会に出席するほか、その他の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長との定期的な協議をもつ等して、取締役の業務執行状況を監督するとともに、会計監査人や内部監査室と連携して情報共有を行い、業務監査及び会計監査の両面で有効性の向上を図っております。
内部監査については、内部監査室長と内部監査室員2名からなる代表取締役社長直轄の内部監査室を設けております。内部監査室は年度の監査計画を立案し、その計画に基づいて社内の各部門の業務執行の状況を確認するとともに、それらの法令・定款や社内規程に対する適法性や妥当性について内部監査を行っております。
会計監査については、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。
なお、監査役会、内部監査室、会計監査人は相互に連携して、三様監査の体制の下、課題・改善事項等の情報を共有し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、当社の経営活動及び当社の置かれた事業環境に精通した4名の取締役（うち社外取締役1名）により構成されており、活発な議論を通じて意思決定が行われております。
当社は監査役制度を採用しており、それぞれの専門分野での豊富な知見を有する3名の監査役（うち社外監査役2名）による監査が機能していると認識しております。
当社の企業規模、業容・業態を勘案しますと、現状の監査役制度のもと、社外監査役を含めた監査役による経営への監督機能を確保しつつ、社外取締役を含めた取締役による業務執行の迅速性の確保、効率化を図ることが、当社において、より実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築できるものと判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月25日開催の第12回定時株主総会招集通知は、平成27年6月9日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第12回定時株主総会は、平成27年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使の実施を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	―
招集通知（要約）の英文での提供	―
その他	当社ホームページ上に株主総会招集通知を平成27年6月5日掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	―	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	主要都市を中心に個人投資家向け説明会を開催しております。 平成27年3月期は、個人投資家向け会社説明会を4回開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年3月期は、第2四半期決算説明会を開催いたしました。 平成28年3月期以降は、通期、第2四半期の決算に合わせ、年2回の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	―	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び会社説明会資料等の掲載ならびに動画配信等を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部に担当者を設置しております。	
その他	―	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理規程において「会社は、取引先、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適時適切に企業情報を提供する」旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	―
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	―
その他	―

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の健全性や透明性を高めるために、有効かつ適切な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、その基盤として取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものの整備について、下記の通り取締役会において決議しております。

1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役および執行役員はそれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
2 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。
また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
3 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。
4 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。

3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、各部署で規則を策定の上、講習会などを通じて周知徹底を図るとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
2 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において付議する。

4）取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
1 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
2 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
3 取締役会は、決裁権限規程に基づき執行役員に一部権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。

5）当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
該当なし。

6）監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7）取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
1 取締役、執行役員およびその他使用人は、以下の事項について速やかに監査役に報告を行う。
・法令および定款に違反する事項
・内部通報制度による通報状況
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
2 監査役は、取締役会、執行役員会等の経営上重要な会議に出席し、法定事項および全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。
3 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

8）監査役の職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9）監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

10）財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「企業倫理規程」において、反社会的勢力排除の方針・基準を定め、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
具体的な施策として、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、事前審査の実施、警察等関連機関との連携、反社会的勢力に係る情報の収集等を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制】

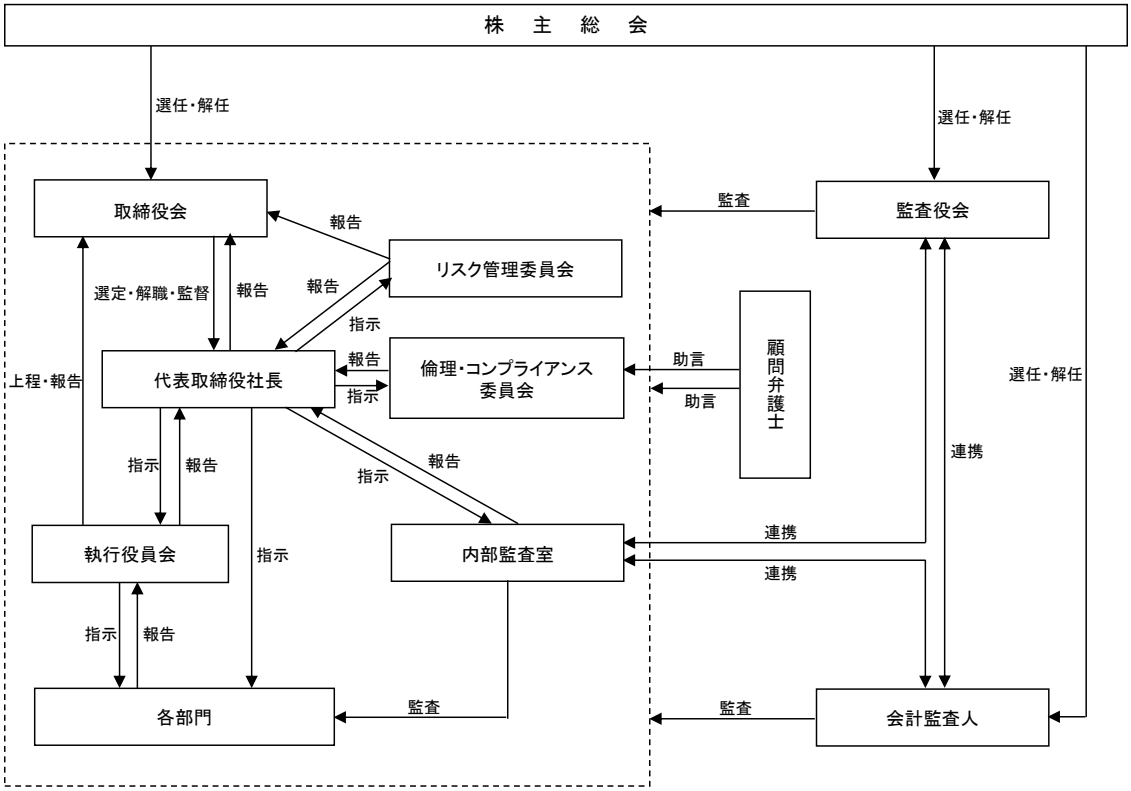

【適時開示体制の概要（模式図）】

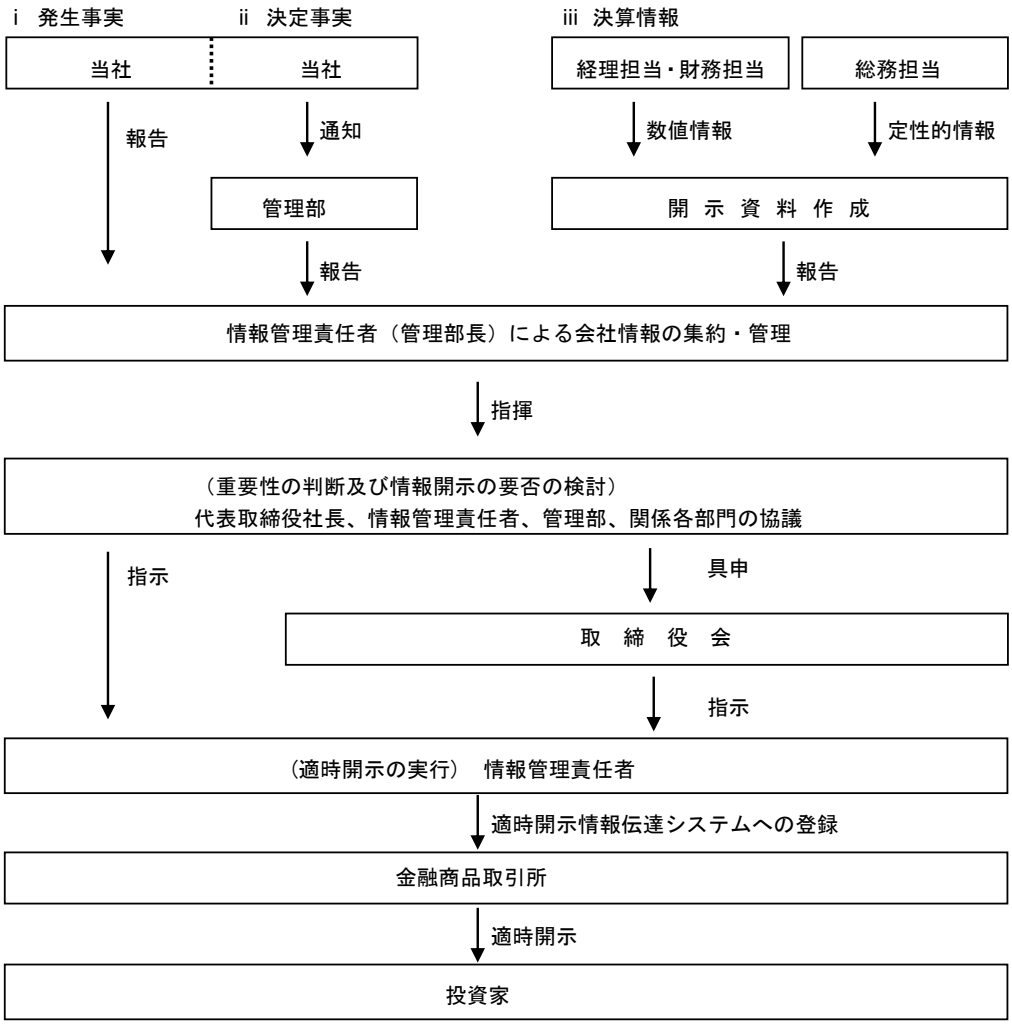

以上